建設現場等における遠隔臨場の実施にかかる事務手続

- 1 工事の規模及び現地の電波環境に基づき遠隔臨場の適用を判断する
- 2 遠隔臨場の適用を判断をした場合には、いわき市土木工事特記仕様書(例)に遠隔臨場に係る 記載事項が追記された特記仕様書を当該工事の契約図書に添付する

なお、「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(案)」に記載した実施項目以外の検 査及び確認事項が必要な場合は、特記仕様書「第3章 総則」「8 監督員による確認及び立会 等」の欄に必要事項を記載したものを添付する

3 費用については、現計予算の範囲内で行うものとする なお、遠隔臨場の実施の選択は、受注者が契約後に判断し必要な機器類等を選定することにな

るので、発注時において5の費用の算出ができないため、当初設計においては計上しない

- 4 受注者が決定し、受注者から遠隔臨場の実施について申出を受けた場合には、実施することを 前提に「建設現場等における遠隔臨場に関する実施要領(案)」に基づき、必要な内容や措置を 工事着手前に協議により確定させ、その内容を施工計画書に記載させる
- 5 受注者は、4での協議内容及び工事期間を通して実施する遠隔臨場で使用する①撮影機器、モニター機器の賃料(又は損料)、②撮影機器の設置費(移設費)、③通信費(ただし、建築関係工事は諸経費に計上されているため除く)、④その他(ライセンス代、使用料、通信環境の整備等)等の使用する機器類等について検討し、工事着手前に必要な費用の見積と合わせ発注者へ協議するものとする

発注者は、協議において見積内容を精査した上で、受注者の承諾を得て必要な費用を諸経費に 計上し変更設計を行うものとする。

ただし、承諾が得られない場合は、いわき市請負工事契約約款第25条第1項を適用し手続きを 進める

- 6 遠隔臨場の実施においては、通常の確認立会と同じく受注者が実施した社内検査の資料を添付した確認・立会願(福島県共通仕様書 土木工事編Ⅲ 2.様式の第8号様式)を事前に提出させた上で、遠隔臨場を行うものとする
- 7 発注者は、6の書類について遠隔臨場完了後に必要事項を記載し、決裁手続完了後は設計図書 へ保管する

ただし、指示事項がある場合は、受注者による指示内容の完了後に、必要な資料を添付し提出 受け、現場確認後に決裁手続きを進め、完了後は設計図書へ保管する

- 8 6 で提出された社内検査資料については、社内検査一覧には記載させることとするが、竣工時 の社内検査資料としては提出を求めないものとする
- 9 工事完了後、受注者が施工計画書に記載した遠隔臨場の全実施項目をすべて実施した場合には、 工事評定表において加点するものとする(加点方法は特記仕様書を参照)